

## 役員・評議員にかかる報酬及び旅費規程

### 1 理事長職の役員報酬規程

・理事長の責任を実務として遂行した場合、実務勤務した時間に対し、以下の計算方法により、役員報酬を支給する。

(計算式)

社会福祉法人全仁会職員の最上級職位（現時点では施設長）の各当年度の年棒職員報酬（A）として、下記で算出する。

$$(A) \div 12 \text{ か月} \div 173 \text{ 時間} \times 125\% \\ = 1 \text{ 時間当たりの経営執行勤務あたりの役員報酬 (5,500円)}$$

### 2 会議出席報酬（実費弁償）

名 称	実費弁償費
理事会出席報酬等	実 費
評議員会出席報酬等	実 費
評議員選任・解任委員会 出席報酬等	実 費

### 3 出張旅費（日額）

対 象	宿 泊 費	日 当	そ の 他
理事長及び 業務執行理事	20,000	15,000	実 費
その他の役員	10,000	10,000	実 費

※ (1) その他の役員・・・他の理事、監事、評議員

※ (2) タクシーを利用した場合は、実費またはタクシーチケット利用の際は、日時、場所、目的を別紙管理表に記載する。